

熊 本 大 学
国費外国人留学生ハンドブック

大学教育統括管理運営機構
グローバル教育推進室

国費外国人留学生ハンドブック

国費外国人留学生の種類

国費外国人留学生とは、外国籍を持ち、「出入国管理及び難民認定法」で定める「留学」の在留資格で在留する学生で、以下のいずれかの身分で在学する学生を指します。

- ① 研究留学生として大学院の修士課程、博士課程に在学する者及びこれらに先立ち日本語等予備教育を受ける者
- ② 教員研修留学生として大学院に課程の修了を目的とせずに在学し、初等中等教育における指導方法等に関する研修を受ける者及びこれに先立ち日本語等予備教育を受ける者
- ③ 学部留学生として大学の学部の課程に在学する者
- ④ 日本語・日本文化研修留学生として、大学の学部に課程の修了を目的とせずに在学し、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための研修を受ける者
- ⑤ 日韓共同理工系学部留学生として、大学の理工系学部の課程に在学する者

国費外国人留学生の留学期間

- ① 研究留学生として大学院の修士課程、博士課程に在学する者
6ヶ月の日本語等予備教育の期間に当該課程の修業年限に相当する年数を加えた期間以内
- ② 教員研修留学生
6ヶ月の日本語等予備教育の期間を含め1年6ヶ月以内
- ③ 学部留学生
1年の日本語等予備教育の期間に当該学部の修業年限に相当する年数を加えた期間以内
- ④ 日本語・日本文化研修留学生 1年以内
- ⑤ 日韓共同理工系学部留学生
6ヶ月の日本語等予備教育の期間に当該学部の修業年限に相当する年数を加えた期間以内

国費外国人留学生の奨学金支給期間延長について

進学を希望する優秀な国費外国人留学生で、文部科学省が定める条件を満たす者は、奨学金支給期間を延長することができます。なお、延長については厳しく審査されますので、申請した学生全てが延長を認められるわけではありません。

12月中旬に申請を受付し、学内選考の上、1月中旬に文部科学省へ推薦します。延長の可否については2月下旬～3月上旬頃に文部科学省より本学へ通知されます。

教員研修生、日本語・日本文化研修生、日韓共同理工系学部留学生は奨学金支給期間延長の申請をすることはできません。

奨学金支給期間延長の申請基準

●研究留学生

- 1) 非正規生から正規生（修士／博士課程）へ進学する場合
非正規生の期間が予備教育期間を含め2年以内の者
延長許可年限：正規課程の標準修業年限
- 2) 修士課程から博士課程へ進学する場合
研究留学生として採用された者で、修士課程を標準修業年限内に修了予定の者
延長許可年限：正規課程の標準修業年限

●学部留学生

- 1) 学部留学生から正規生（修士課程）へ進学する場合
(医歯薬系学部（6年制）卒業見込みの者は博士課程へ進学する場合)
学部留学生として採用された者

●奨学金支給期間特別延長について

①大使館推薦により学部留学生に採用され、引き続き国費外国人留学生として修士課程に在籍している者、②大使館推薦により高等専門学校留学生・専修学校留学生に採用され、引き続き国費外国人学部留学生として大学の学部 に在籍している者のうち特に優秀な者についても博士課程修了時までの奨学金支給期間延長申請が認められています。12月中旬頃に学内募集し、1月中旬に文部科学省へ推薦します。

＊日韓共同理工系学部留学生については、大学の修士課程へ進学する場合奨学金支給期間延長は認められていません。

国費外国人留学生の転科又は転学について

国費外国人留学生の転科又は転学は原則として認められていません。ただし、留学生の専門分野等から判断し、転科又は転学することがやむを得ないと判断した場合にあっては、文部科学省との協議により、転科又は転学が認められる場合があります。

大使館推薦の国費外国人留学生については、奨学金支給期間延長申請の際に他大学に進学することが可能です。大学推薦国費外国人留学生については、転学は認められません。

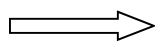
国費外国人留学生の在籍報告について

国費外国人留学生は、毎月指定された日時までに在籍簿に署名し、在籍報告をしなければなりません。在籍報告後、その月の奨学金が支給されます。その月の1日から末日までに在籍報告ができない場合は、その月の奨学金は支給されませんので注意してください。帰国や学会出張などで在籍報告ができない場合は必ず前月までに国際教育課または所属部局教務担当へ届け出てください。また、カリ

キュラム等に明記された遠隔地におけるフィールドワーク・調査研究・インターンシップ等を理由として在籍報告ができない場合、特別措置が認められることがあります。要件が厳格かつ文科省への事前相談・申請が必要であるため、大学を離れる2ヶ月前までに国際教育課へ連絡してください。

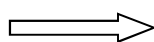
●在籍報告の場所

文学部、法学部、教育学部、
理学部、工学部、情報融合学環
社会文化科学教育部
教育学研究科、自然科学教育部
日本語研修生（予備教育）



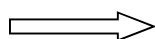
国際教育課
（黒髪北キャンパス 全学教育棟
A棟2階）

薬学部、薬学教育部



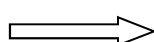
薬学系事務室（教務担当）

保健学科、保健学教育部



保健学系事務室（教務担当）

医学科、医学教育部



医学系事務室（教務担当）

国費外国人留学生の奨学金について

●国費外国人留学生の奨学金月額

・研究留学生（大学院レベル）

博士課程 145,000円

修士課程 144,000円

研究生 143,000円

・学部留学生（学部レベル） 117,000円

*国費外国人留学生が休学した場合は、休学期間中の奨学金は支給されません。

また、長期にわたり欠席した場合にも奨学金は支給されません。

国費外国人留学生の奨学金支給取り止めについて

国費外国人留学生が退学あるいは除籍となった場合、留年した場合、又は学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（若しくは修了）が不可能であることが確定した場合は、その時点（遅くとも当該年度末）で奨学金の支給が取り止めとなりますので注意してください。

(給与支給の停止)

1. 国費外国人留学生として誓約書に書いてある事項を守っていないことが判明したとき
2. 国費外国人留学生の申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき
3. 大学において、退学若しくは除籍等の処分を受けたとき
4. 学業成績不良や停学等により留年したとき、又は標準修業年限内での卒業（若しくは修了）する見込みがないと判断されたとき
5. 日本語等予備教育施設における課程を修了できなかったとき
6. 留学の在留資格を他の在留資格に変更したとき
7. 支給される給与以外の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき
8. 学長が国費外国人留学生として不適當であると判断したとき

国費外国人留学生の渡日旅費・帰国旅費について

●渡日旅費

国費外国人留学生として選定され渡日する者には、渡日旅費として文部科学省より航空券が支給されます。現金では支給されません。渡日旅費として航空券を支給されて来日した国費外国人留学生は、使用した航空券の半券（ボーディングパス）を国際教育課へ提出してください。

●帰国旅費

以下の者には、帰国旅費として、大学を通して帰国するための航空券が支給されます。

1. 研究留学生で留学期間を終了し、研究を終了した者
2. 教員研修留学生で留学期間を終了し、教員研修を修了した者
3. 学部留学生及び日韓共同理工系学部留学生で留学期間を終了し、大学を卒業した者
4. 日本語・日本文化研修留学生で留学期間を終了し、日本語・日本文化研修を修了した者

＊帰国旅費（帰国のための航空券）の申請については、3月帰国の場合には前年の12月頃、9月帰国の場合には6月頃に国際教育課から対象者へ案内をします。なお、帰国希望日の決定には、指導教員の許可が必要です。（帰国日の最終的な決定は文科省の判断により行われます。）

日本語教育について

多言語文化総合教育センターでは、日本語の学習経験がないゼロから1レベルの初級の講座や中級・上級レベルの日本語クラスを開講しています。受講資格、コマ数など受講の制限があるものもありますが、本学のほとんどの日本語学習希望者に適切な日本語クラスが用意されています。

日本語クラスのスケジュール等、詳細については、熊本大学公式ウェブサイト内「日本語を学びたい方へ」に掲載している『日本語クラス案内』をご覧ください。

●日本語研修コースについて

大使館推薦国費研究留学生、教員研修留学生については、正規学生、研究生等として各部局に在籍する前に、日本語研修生として多言語文化総合教育センターに在籍し、入学前予備教育として6ヶ月間の集中的な日本語教育(日本語研修コース)を受けることができます。

※日韓共同高等教育留学生交流事業による国費外国人留学生については詳細未定です。

宿舎について

●国際交流会館について

国際交流会館は毎年2回入居者を募集します。募集要項および入居申請期間は各部局を通じて掲示します。国際交流会館は、身分により半年間、あるいはプログラム期間満了日まで入居できます。また、空室がある場合に限り、希望者は選考の上、半年間の入居期間延長をすることができます。

4月期入居者募集：1月初旬に募集要項配布、1月下旬提出締め切り

10月期入居者募集：7月初旬に募集要項配布、7月下旬提出締め切り

●民間アパート等への入居について

留学生が民間のアパート等へ入居する場合には連帯保証人が必要です。本学では熊本大学外国人留学生後援会長を連帯保証人とする外国人留学生のための機関保証を実施しています。機関保証ができる留学生は次のとおりです。

- 1) 在留資格「留学」を持つ本学の正規生の外国人留学生であること。科目等履修生及び研究生を除く。
- 2) 留学生住宅総合補償に加入すること。

●県営・市営住宅への入居について

家族がいる外国人留学生は県営・市営住宅に申し込むことができます。申込を希望される方は、下記ウェブサイトより募集状況等ご確認いただき、各自お申込ください。

熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター：

<https://www.city-kumamoto-jyutaku.jp/>

熊本市（東・南区）市営住宅管理センター：

<https://www.city-kumamoto-jutaku.jp/se/>

在留資格について

国際教育課及び各地区の国際業務推進オフィサーは、外国人留学生の在留資格に関する各種手続きを行っています。

●在留期間更新について

国費外国人留学生の在留資格「留学」が許可される期間は※3ヶ月、6ヶ月、1年、1年3ヶ月、2年、2年3ヶ月、3年、3年3ヶ月、4年、4年3ヶ月です。在留期間を超えて在学する場合には在留期間更新の手続きをとらなければなりません。期限が切れる3ヶ月前より手続きをすることができます。更新の手続きは国際教育課及び本荘キャンパスの国際業務推進オフィサーで受け付けています。

●資格外活動許可について

日本に住む留学生がアルバイトをする場合は、入国管理局の許可が必要ですので、事前に必ず「資格外活動許可申請」を行ってください。入国管理局へ直接申請することはできませんので、申請書は国際教育課に提出してください。アルバイトができる時間は、週28時間まで、長期休暇中は1日8時間（週40時間）までと決められていますので注意してください。なお、スナック、ラブホテルなど風俗関係のアルバイトや夜遅くの仕事、危険を伴う仕事はできません。申請に必要な書類は以下のサイトから確認してください。

熊本大学公式HP：

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kokusaikouryuu/gaikokujinryuugakusei/zairyuushikaku>

●在留資格の変更について

奨学金支給期間終了後（卒業後）も引き続き日本に滞在するためなどで在留資格を「留学」から変更する場合は、必ず事前に国際教育課に相談してください。なお、奨学金支給期間中に在留資格を「留学」以外に変更した場合、奨学金の支給が取り止めとなりますのでご注意ください。

●再入国許可について

有効な旅券及び在留カードを所持する学生で、出国後1年以内（在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限まで）に日本へ帰国する場合は再入国許可を受ける必要はありませんが、みなし再入国許可をとって日本を出国する必要があります。出国の際には必ず旅券及び在留カードをお持ちください。

出入国在留管理庁：

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/minashisainyukoku.html>

●家族の来日について

本国より家族を呼び寄せて日本で一緒に暮らす場合には、家族一人一人について在留資格「家族滞在」が必要です。留学生が家族を呼び寄せる際には、日本で十分生計を立てていける見込みがあること、留学生本人が十分日本の生活に馴染んでいるかがポイントとなります。

チューター制度について

渡日したばかりの留学生を支援するためにチューター制度があります。チューターは留学生所属の各部局によって選ばれ、活動報酬をもらいます。期間は、大学院生（研究生を経て正規課程に入学した場合、研究生でチューターを付けた期間も入れて1年）・研究生は1年、学部生は2年以内です。留学生は、この期間内にチューターに大学での学校生活などの問題について相談することができます。

相談窓口について

1) 健康相談

保健センターでは、留学生の健康相談を受け付けています。

2) 生活相談

多言語文化総合教育センター及び国際教育課で生活相談を受け付けています。

大切な手続

「留学生の手引き」をよく読み、下記手続きをできるだけ早く行ってください。
分からない場合は、チューターや国際教育課及び各地区の国際化業務推進オフィサーにお尋ねください。

1. 住居地の（変更）届出

手続場所：熊本市中央区役所市民課

手続期間：住居地を定めてから14日以内

必要書類：住民異動届、パスポート、在留カード

※2012年7月9日から新しい在留管理制度がスタートしました。

詳しくは、以下のサイトをご参照ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_4_q-and-a_page2.html

2. 国民健康保険への加入

手続場所：熊本市各区役所区民課

3. 国民年金への加入

20歳以上の留学生は必ず国民年金に入らなければなりません。国民年金に入るためには、毎月16,520円（2023年度）の保険料を払う必要があります。国民年金は、加入者が高齢になったり障害を負ったりした時に保険金を受け取ることができる制度です。区役所で国民健康保険に加入する時に一緒に手続きできます。学生本人に一定以上の所得がない場合は保険料の納付が猶予されますので別に申請して下さい（正規学生は「学生納付特例申請」、非正規生は「免除申請」）。詳しくは、区役所に問い合わせてください。

4. ゆうちょ銀行口座の開設

手続場所：郵便局

必要書類：パスポート、在留カード、学生証

※印鑑が必要な場合があります

5. 入国管理局への所属機関に関する届出（日本国内の別の学校から熊本大学に入学した学生のみ）

手続方法：福岡入国管理局熊本出張所への出頭、もしくは

必要書類を東京入国管理局へ郵送

手続期間：大学に入学してから14日以内

必要書類：届出書（国際教育課又は入国管理局にあります）、
在留カードのコピー

※国費留学生の方は、奨学金の振り込みはゆうちょ銀行口座に振り込まれますので、来日後、速やかにゆうちょ銀行の口座を開設し、通帳を持って国際教育課に来てください。

新入留学生オリエンテーションについて

国費留学生にとって、本学の施設やサービス、修学上あるいは生活上のアドバイスを受けることは大変重要です。国際教育課では４月と１０月に新入留学生オリエンテーションを実施しますので、必ず参加してください。

お問い合わせ

熊本大学国際部国際教育課

電話：０９６－３４２－２１０３、２１３３

FAX：０９６－３４２－２１３０

E-mail：gji-ryugaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

2024年3月発行

大学教育統括管理運営機構
グローバル教育推進室

TEL : 096-342-2103 / 2133

FAX : 096-342-2130

E-mail : gji-ryugaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp